



法20条2号 系統図

法20条

令36条の2

二号 60m以下  
 法6条1項2号：【W造】—高13m,軒9m超  
 法6条1項3号：【S造】—4F以上(地階除)  
 :【RC, SRC造】—高20m超  
 :その他これらに準ずるもの

一号 【組積造・補強CB造】—4F以上(地階除)  
 二号 【S造】—高13m,軒9m超  
 三号 【RC造+SRC造】—高さ20m超  
 四号 【W造, 組積造, 補強CB造, S造—2構造併用構造】  
 【W造, 組積造, 補強CB造, S造】+【RC, SRC造】  
 ① 4F以上(地階除) ② 高13m, 軒9m超  
 五号 国土交通大臣が指定する建築物

ルート1の構造規定

H19告593号【令36条の2第五号により大臣が指定する建築物】

法20条2号に該当する建築物は下記以外とする→<下記はルート1の構造規定>

一号 【S造-3F以下(地階除), 高13m以下, 軒9m以下】 (参照:技基解2015, P352)

二号 【RC造, SRC造, RC, SRC併用造—高20m以下】 (壁式ラーメン, 壁式RC, RC組積造除く) (参照:技基解2015, P376)

五号 【床版, 屋根版にデッキプレート版を用いた構造】 (デッキプレート版以外の構造) イ~へのいずれか & ト

薄型軽量形鋼, 屋上を駐車場等(積載荷重1.200N/㎡)に供する建築物

① <ルート1-1>

① <ルート1>

①【木造】高13m以下 & 軒9m以下

- (1) 柱スパン6m以下
- (2) 述べ面積500㎡以内
- (3) 標準層せん断力 →  $C_0=0.3$   
冷間成形鋼管の場合 → 柱の応力割増

- (1) 壁量の確認 ※  $\alpha = \sqrt{F_c/18}$   
 $\sum 2.5 \alpha A_w + \sum 0.7 \alpha A_c \geq Z \cdot W \cdot A_i$  [RC]  
 $\sum 2.5 \alpha A_w + \sum 1.0 \alpha A_c \geq Z \cdot W \cdot A_i$  [SRC]
- (2) せん断力の応力割増による部材耐力の確認  
 $Q_b = \min [Q_u + nQ_e, Q_0 + Q_y]$   
 柱・梁 →  $n = 1.5$ , 耐震壁 →  $n = 2.0$ , SRC →  $n = 1.0$
- (3) 特定天井 → 第一号(イ)

- ②【組積造, 補強CB造】3F以下(地階除)
- ③【S造】3F以下(地階除), 高13m以下, 軒9m以下【第一号イ or 口】  
薄型軽量形鋼, 屋上駐車場等の建築物【第一号イ】
- ④【RC造, SRC造, RC, SRC併用造】高20m以下【第二号イ】  
(壁式ラーメン, 壁式RC, RC組積造除く)
- ⑤【W造, 組積造, 補強CB造, S造】2構造併用構造【第三号イ(1)~(5)】
- ⑥ W造, + RC造【第四号イ(1)~(9) or 口(1~4)】
- ⑦ 特定天井 → 第一号(イ)

柱の種別	柱・梁接合部	
	内ダイヤフラム(落し込み除く)	左記以外
STKR	1.3	1.4
BCR	1.2	1.3
BCP	1.1	1.2

- (4) 筋交い端部, 接合部の保有耐力接合
- (5) 特定天井

三号 【W造, 組積造, 補強CB造, S造】2構造併用構造 (四号を除く) (参照:技基解2015, P425)

六号 【床版, 屋根版にALCパネルを用いた構造】 (ALCパネル以外の構造) 五号イ(W造), ハ(S造), ホ(W造+S造) & ト

H25告771号  
 第3第2,3項(仕様規定)  
 第3第4項(構造計算)  
 令39条第3項 個別認定

- ① 3F以下(地階除)
- ② 高13m & 軒9m以下
- ③ 延べ面積500㎡以内
- ④ S造の階 → 第一号イ(1), (3), (4) <S造-ルート1-1>
- ⑤ RC造の階 → 第二号イ<RC-ルート1>
- ⑥ 特定天井 → 第一号(イ)

七号 【屋根版にシステムトラスを用いた構造】 (システムトラス以外の構造) 五号イ~へのいずれか&ト

② <ルート1-2>

四号 【W造】+【RC造】 (参照:技基解2015, P425)

八号 【骨組膜構造を用いた構造】(H14告666号)

- (1) 2F以下(地階除)
- (2) 柱スパン12m以下
- (3) 2F建—述べ面積500㎡以内  
1F建—述べ面積3,000㎡以内

- (1) (i) 1F(RC造) & [2F, 3F(W造) or 2F(W造)]  
(ii) 1, 2F(RC造) & 3F(W造)
- (2) 高13m以下 & 軒9m以下
- (3) 延べ面積500㎡以内
- (4) 層間変形角の確認
- (5) (1)(i)の場合: 2F, 3F部分の剛性率の確認
- (6) (1)(ii)の場合: 1F, 2F部分の剛性率の確認
- (7) 各階の偏心率の確認
- (8) RC造部分
- (9) W造部分
- (10) CLT部分 → H28告611号第9第2号
- (11) 特定天井 → 第一号(イ)

- ① (1) 膜構造 → H14告666号 膜構造の技術的基準 [鉛直投影面積, 支点間距離, 屋根形状等]
- (2) 骨組の構造 → 五号イ~へのいずれか & ト

- ② (1) → H14告666号 膜構造の技術的基準 [膜構造のルート1同等計算(地震<風の場合)]
- (2) 特定天井 → 第一号(イ)

- (4) → 令82条の6 二号 ② 偏心率
- (6) アンカーボルト, 基礎の破壊防止→柱脚の保有耐力接合  
柱・梁の局部座屈防止 → 接合部の保有耐力接合  
→ 梁の保有耐力横補剛  
→ 柱・梁の幅厚比制限
- (5) 特定天井 → 第一号(イ)

- 令82条の2 層間変形角
- 令82条の6 二号 ① 剛性率
- 令82条の6 二号 ② 偏心率

S55告1791号  
 第3,1号<ルート2-1(RC)>  
 S55告1791号  
 第1<ルート2-W造>

規則1条の3  
 一号 ②(2)図書省略認定

- (1) 1F(RC造) & 2F(W造)
- (2) イ(2),(4),(7),(8),(9),(10)
- (3) 延べ面積3,000㎡以内 ※延べ面積≤500㎡はイに該当
- (4) 2F部分の層せん断力 0.2→0.3 or 特別な調査研究
- (5) 特定天井 → 第一号(イ)

建築基準法

許容応力度等計算  
＜ルート2＞  
構造規定 系統図

令82条の6

許容応力度等計算(ルート2)

一号

二号 ① 剛性率  $R_s = \frac{r_s}{[\sum r_s]/n} \geq 0.6$   
 $r_s$ : 層間変形角の逆数

② 偏心率  $R_e = \frac{e}{r_e} \leq 0.15$   
 $e$ : 偏心距離  
 $r_e$ : 弾性半径

三号

令82条

保有水平耐力計算

一号 荷重,外力の計算

二号 応力度の算定

三号 安全の確認

四号 使用上の支障の確認

令82条の2

層間変形角

令82条の4

屋根ふき材の構造計算

H19告594号  
保耐・許容計算方法

第五 **ねじり剛性の計算方法**  
 $K_R = \sum (K_x \cdot \bar{V}^2) + \sum (K_y \cdot \bar{X}^2)$

S55告1791号

第一 木造の建築物の基準

《参照: 技基解2015, P420》

一号 筋かい架構の場合 地震時応力の割増(1.0~1.5倍)

$\beta \leq \frac{5}{7}$	1+0.7β
$\beta > \frac{5}{7}$	1.5

二号 筋交い端部、接合部の割裂、せん断破壊の防止

三号 筋交い端部、接合部の破断の防止

四号 塔状比 < 4.0

五号 柱・梁・柱梁接合部の割裂、せん断破壊の防止

第二 S造の建築物の基準

《参照: 技基解2015, P356》

一号 筋かい架構の場合 地震時応力の割増(1.0~1.5倍)

$\beta \leq \frac{5}{7}$	1+0.7β
$\beta > \frac{5}{7}$	1.5

二号 筋交い端部、接合部の保有耐力接合

三号 冷間成形形鋼管の応力割増

① 柱梁耐力比の規定

$M_{pc} \geq 1.5M_{pb}$

② 1F柱脚応力の割増【STKRの場合】

柱の種別	柱・梁接合部	
	内ダイヤフラム (落し込み除く)	左記以外
STKR	1.3	1.4

四号 柱・梁の幅厚比制限【炭素鋼】

五号 柱・梁の幅厚比制限【ステンレス鋼】

六号

七号 アンカーボルト、基礎の破壊防止→柱脚の保有耐力接合

柱・梁の局部座屈防止……………→接合部(継手・仕口)の保有耐力接合  
 →梁の保有耐力横補剛

第三 RC造, SRC造の建築物の基準

《参照: 技基解2015, P382》

一号 <ルート2-1>

①  $\sum 2.5 \alpha A_w + \sum 0.7 \alpha A_c \geq 0.75 Z \cdot W \cdot A_i$

②  $Q_0 = \min [ Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_Y ]$

$n=2.0$ (短柱の場合は階高/開口高以上)

③

二号 <ルート2-2>

①  $\sum 1.8 \alpha A_w + \sum 1.8 \alpha A_c \geq Z \cdot W \cdot A_i$  (RC)

$\sum 2.0 \alpha A_w + \sum 2.0 \alpha A_c \geq Z \cdot W \cdot A_i$  (SRC)

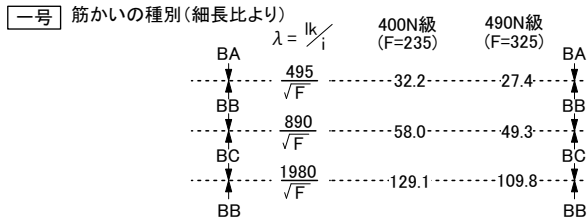
②

ルート3の構造規定

第一 Dsを算定する方法

- 柱梁の大部分 木造 → 第2 <省略>  
 鉄骨造 → 第3  
 RC造 → 第4  
 SRC造 → 第5 <省略>  
 その他 → 第6 <省略>  
 ※壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の場合→H13告第1025号

第三 柱梁の大部分が鉄骨造の場合 《参照:技基解2015, P366》



二号 柱・梁の種別(幅厚比より)

イ 炭素鋼の場合 ※ $\alpha = \sqrt{235/F}$

柱・梁の種別	柱の幅厚比(下記以下)				梁の幅厚比(下記以下)	
	H型鋼		角形鋼管	丸型鋼管	H型鋼	
	フランジ	ウェブ			フランジ	ウェブ
FA	$9.5 \times \alpha$	$43 \times \alpha$	$33 \times \alpha$	$50 \times \alpha$	$9 \times \alpha$	$60 \times \alpha$
FB	$12.0 \times \alpha$	$45 \times \alpha$	$37 \times \alpha$	$70 \times \alpha$	$11.0 \times \alpha$	$65 \times \alpha$
FC	$15.5 \times \alpha$	$48 \times \alpha$	$48 \times \alpha$	$100 \times \alpha$	$15.5 \times \alpha$	$71 \times \alpha$
FD	FA, FB, FC のいずれにも該当しない					

◆400N級, 490N級の場合(400N級, 490N級)

柱・梁の種別	柱の幅厚比(下記以下)				梁の幅厚比(下記以下)	
	H型鋼		角形鋼管	丸型鋼管	H型鋼	
	フランジ	ウェブ			フランジ	ウェブ
FA	(9.5, 8.0)	(43, 36.5)	(33, 28.0)	(50, 42.5)	(9, 7.6)	(60, 51.0)
FB	(12.0, 9.0)	(45, 38.2)	(37, 31.4)	(70, 59.5)	(11.0, 9.3)	(65, 55.2)
FC	(15.5, 13.1)	(48, 40.8)	(48, 40.8)	(100, 85.0)	(15.5, 13.1)	(71, 60.3)
FD	FA, FB, FC のいずれにも該当しない					

ロ ステンレス鋼の場合<省略>

ハ 柱の種別補正

- ・保有耐力時に柱に塑性ヒンジが生じない場合 → 柱の種別=梁の種別
- ・種別の異なる柱梁が接続する場合
  - 接続する梁(塑性ヒンジが生じる梁に限る)の種別により補正(下記参照)
  - 接続する梁がFA, FBのみ → 柱の種別=FB
  - 接続する梁がFA, FB, FCのみ → 柱の種別=FC
  - 接続する梁がFDが存在する場合 → 柱の種別=FD

具体例 方法A. 「柱」及び「柱に接着する梁」で、低位の種別とする  
 方法B. 「塑性ヒンジ」及び「せん断破壊」の生じる部材で低位の種別とする

三号 部材群としての種別(各階, X,Y方向)

- イ 右記(1),(2),(3)に適合する場合
- (1)筋かい端部 : 保有耐力接合
  - (2)柱梁接合部(継手・仕口), 柱脚 : 保有耐力接合
  - (3)はりの横補剛

- ・ $\gamma(A) \geq 0.5$  かつ  $\gamma(C) \leq 0.2$  → 部材群の種別 A
- ・ $\gamma(C) < 0.5$ (部材群の種別Aを除く) → 部材群の種別 B
- ・ $\gamma(C) \geq 0.5$  → 部材群の種別 C

※ここで、 $\gamma(A) = \frac{cQ(FA)}{cQ(FA) + cQ(FB) + cQ(FC)}$  ,  $\frac{bQ(A)}{bQ(BA) + bQ(BB) + bQ(BC)}$

$\gamma(C) = \frac{cQ(FC)}{cQ(FA) + cQ(FB) + cQ(FC)}$  ,  $\frac{bQ(C)}{bQ(BA) + bQ(BB) + bQ(BC)}$

柱種別 FA~FD の負担する水平力 → cQ(A) cQ(B) cQ(C) cQ(D)

筋かい種別 BA~BC の負担する水平力 → bQ(A) bQ(B) bQ(C)

- ロ イ-(1),(2),(3)に適合しない場合  
 FD部材を取り除き、局部崩壊する場合 → 部材群の種別 D

四号 Dsの決定(各階, X,Y方向)

ラーメン架構の場合	柱・はりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
	0.25	0.30	0.35	0.40

ブレース架構 【0 < $\beta u \leq 0.3$ 】	柱・はりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
	筋かい部材群の種別	A: 0.25, B: 0.25, C: 0.30	B: 0.30, C: 0.30	C: 0.35, D: 0.35

ブレース架構 【0.3 < $\beta u \leq 0.5$ 】	柱・はりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
	筋かい部材群の種別	A: 0.25, B: 0.30	B: 0.30, C: 0.35	C: 0.35, D: 0.40

ブレース架構 【0.5 < $\beta u \leq 0.7$ 】	柱・はりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
	筋かい部材群の種別	A: 0.25, B: 0.30	B: 0.30, C: 0.35	C: 0.35, D: 0.40

ブレース架構 【0.7 < $\beta u$ 】	柱・はりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
	筋かい部材群の種別	A: 0.25, B: 0.35	B: 0.35, C: 0.40	C: 0.40, D: 0.45

第一 Dsを算定する方法

- 柱梁の大部分 木造 → 第2 <省略>  
鉄骨造 → 第3  
RC造 → 第4  
SRC造 → 第5 <省略>  
その他 → 第6 <省略>

第四 柱梁の大部分が鉄筋コンクリート造の場合

《参照: 技基解2015, P388》

一号 柱・梁の種類

柱・梁の種類	柱				梁
	h <sub>0</sub> /D <sup>2</sup> <sup>1</sup>	σ <sub>0</sub> /F <sub>c</sub>	p <sub>t</sub>	τ <sub>w</sub> /F <sub>c</sub>	τ <sub>w</sub> /F <sub>c</sub>
	<せん断破壊>	<圧縮破壊>	<付着割裂>	<せん断破壊>	<せん断破壊>
FA	2.5 以上	0.35 以下	0.8% 以下	0.10 以下	0.15 以下
FB	2.0 以上	0.45 以下	1.0% 以下	0.125 以下	0.20 以下
FC		0.55 以下		0.15 以下	
FD	FA, FB, FC のいずれにも該当しない せん断破壊, 付着割裂破壊, 圧縮破壊その他急激な耐力低下が生じる場合				

注1: 柱に接続する梁が崩壊時(Ds算定時)に塑性ヒンジが生じる場合はh<sub>0</sub>/D→2M/(QD)としてもよい

柱の種類補正

- ・保有耐力時に柱に塑性ヒンジが生じない場合 → 柱の種類=梁の種類
- ・種類の異なる柱梁が接続する場合  
→ 接続する梁(塑性ヒンジが生じる梁に限る)の種類により補正(下記参照)  
接続する梁がFA, FBのみ → 柱の種類=FB  
接続する梁がFA, FB, FCのみ → 柱の種類=FC  
接続する梁がFDが存在する場合 → 柱の種類=FD

具体例

- 方法A. 「柱」及び「柱に接着する梁」で、低位の種類とする
- 方法B. 「塑性ヒンジ」及び「せん断破壊」の生じる部材で低位の種類とする

二号 耐力壁の種類

耐力壁の種類	壁式構造以外	壁式構造
	τ <sub>w</sub> /F <sub>c</sub>	τ <sub>w</sub> /F <sub>c</sub>
	<せん断破壊>	<せん断破壊>
WA	0.2 以下	0.1 以下
WB	0.25 以下	0.125 以下
WC		0.15 以下
WD	WA, WB, WC のいずれにも該当しない せん断破壊その他急激な耐力低下が生じる場合	

三号 部材群としての種別(各階, X,Y方向)

- ・γ(A)≥0.5 かつ γ(C)≤0.2 → 部材群の種類 A
- ・γ(C)<0.5(部材群の種類Aを除く) → 部材群の種類 B
- ・γ(C)≥0.5 → 部材群の種類 C
- ・FD, WD部材を取り除き、局部崩壊する場合 → 部材群の種類 D

※ここで、
$$\gamma(A) = \frac{cQ(FA)}{cQ(FA) + cQ(FB) + cQ(FC)} \cdot \frac{wQ(WA)}{wQ(WA) + wQ(WB) + wQ(WC)}$$

$$\gamma(C) = \frac{cQ(FC)}{cQ(FA) + cQ(FB) + cQ(FC)} \cdot \frac{wQ(WC)}{wQ(WA) + wQ(WB) + wQ(WC)}$$

柱種別 FA~FD の負担する水平力 → cQ(FA) cQ(FB) cQ(FC) cQ(FD)  
耐力壁種別 WA~WD の負担する水平力 → wQ(WA) wQ(WB) wQ(WC) wQ(WD)

四号 Dsの決定(各階, X,Y方向)

イ

ラーメン架構の場合	柱・はりの部材群としての種別			
	A	B	C	D
	0.30	0.35	0.40	0.45

ロ

壁式構造の場合	耐力壁の部材群としての種別			
	A	B	C	D
	0.45	0.50	0.55	0.55

ハ

耐力壁併用 ラーメン架構の場合 【0<β <sub>u</sub> ≤0.3】	柱・はりの部材群としての種別				
	A	B	C	D	
耐力壁 部材群の 種別	A	0.30	0.35	0.40	0.45
	B	0.35	0.35	0.40	0.45
	C	0.35	0.35	0.40	0.45
	D	0.40	0.40	0.45	0.45

耐力壁併用 ラーメン架構の場合 【0.3<β <sub>u</sub> ≤0.7】	柱・はりの部材群としての種別				
	A	B	C	D	
耐力壁 部材群の 種別	A	0.35	0.40	0.45	0.50
	B	0.40	0.40	0.45	0.50
	C	0.40	0.45	0.45	0.50
	D	0.45	0.50	0.50	0.50

耐力壁併用 ラーメン架構の場合 【0.7<β <sub>u</sub> 】	柱・はりの部材群としての種別				
	A	B	C	D	
耐力壁 部材群の 種別	A	0.40	0.45	0.45	0.55
	B	0.45	0.45	0.50	0.55
	C	0.50	0.50	0.50	0.55
	D	0.55	0.55	0.55	0.55



**第一 構造計算に用いる数値の設定**

《参照: 技基解2015, P317》

- 一号 架構の寸法、耐力、剛性、剛域その他については、適切に設定すること
- 二号 複数の仮定が存在する場合は、そのすべてで安全を確認すること
- 三号 壁の開口部の取り扱い ※開口部が上下の梁に共に接する縦長開口は一つの壁としな  
い  
・下記イ、ロに応じて剛性、耐力を低減する
  - イ (1) 開口周比  $\leq 0.4$   $r_0 = \sqrt{[(h_0 \cdot l_0)/(h \cdot l)]}$
  - (2) せん断剛性の低減  $r_1 = 1 - 1.25r_0$
  - (3) せん断耐力の低減  $r_2 = 1 - \max[r_0, l_0/l, h_0/h]$
  - ロ 特別な調査研究による
 ・非構造部材として取り扱う  
 ・無開口と同等以上の剛性、耐力を有するように補強する (開口周比  $\leq 0.05$ ,  $l_0/l \leq 0.05$  など)
- 四号 壁以外の開口部の取り扱い
  - ・非構造部材として取り扱う
  - ・無開口と同等以上の剛性、耐力を有するように補強する
  - ・特別な調査研究により適切に剛性、耐力の評価を行う

**第二 建築物に生じる力の計算方法**

《参照: 技基解2015, P320》

- 一号 令82条第一号により応力を算定する場合
  - イ 構造耐力上主要な部分が弾性状態として計算する(原則)
  - ロ 基礎、基礎杭の接する地盤が弾性状態であること(H13告1113第1)地盤パネルは設けない(原則)
- 二号 非構造部材から伝達される力を考慮すること
- 三号 建物の状態に応じて、下記の構造計算を行うこと
  - イ 【RC造】 耐力壁が各階水平力の1/2以上を負担する場合  
→ 柱の負担する常時荷重に1.25Ciを作用させて剛節架構の安全を検討
  - ロ 【4F以上(地階除)、又は高20m超】  
架構の端部柱が常時荷重の20%以上を支持する場合  
→ 地震力を斜め45度加力 又は  $C_0 = 0.25$ 以上(1.25倍)
  - ハ 【4F以上(地階除)、又は高20m超】  
外壁の突出部・屋上の突出部(2m超)に対する局部震度の検討  
→ 1Gの地震力を作用させる
  - ニ 【すべての構造】  
2m以上の外壁からの突出部分  
→ 鉛直震度1.0Zを考慮して安全を確認→長期荷重1.33倍

**第三 層間変位の計算方法**

《参照: 技基解2015, P331》

- 一号 上下床板の接する柱・梁のすべてについて検討する(原則)  
※厳しい部材が明確な場合等は代表部材で検討してもよい
- 二号 剛性率の算定に用いる場合  
→ 各階が水平力に対して一様に変形するもの(並進架構)として算定(原則)  
剛床仮定が成立する場合 → 剛心位置の層間変位  
剛床仮定が成立しない場合 → 重心位置の層間変位(可能)

**第四 保有水平耐力の計算方法**

《参照: 技基解2015, P340, P363, P399》

- 一号 保有水平耐力は、架構が《全体崩壊》《部分崩壊》《局部崩壊》に達した時の各階水平力の最小値とする
- 二号 保有水平耐力の算定外力はAi分布により、層せん断力係数を漸増させて計算する(原則)  
下記の場合はAiに変えて、 $D_s, F_{es}$ を用いることができる
  - イ Aiを漸増させて増分解析をし、全体崩壊となる場合
  - ロ Aiを漸増させて増分解析をし、層崩壊、部分崩壊となる場合  
→ その他の階で、梁の両端ヒンジにより崩壊すること
  - ハ 特別な研究による場合
- 三号 崩壊状態に達した場合、局部屈曲、せん断破壊など急激な耐力低下が生じない事を確認する
  - イ 【木造】 柱・梁・接合部が存在応力を伝えることができること
  - ロ 【S造】 冷間成形角形鋼管の応力割増

- (1) 《STKR》
- (2) 《BCR, BCP》①全体崩壊形の確認  $M_{pc} \geq 1.5 \sum M_{pb}$   
 $\sum M_{pc} \geq 1.3 \sum M_{pp}$

②部分・局部崩壊の場合

柱耐力の低減	柱・梁接合部	
	内ダイヤフラム(落し込み除く)	左記以外
BCR	0.8	0.75
BCP	0.85	0.8

S55告1791号

- イ 柱耐力の割り増し  $M_{pc} \geq 1.5M_{pb}$
- ロ 1F柱脚応力の割増【STKRの場合】

柱の種類	内ダイヤフラム(落し込み除く)	左記以外
STKR	1.3	1.4

- ハ 【RC造】 せん断破壊の生じない事の確認 (FA~FC, WA~WC部材)

使用する部分	部材の状態	
	両端ヒンジが生じる場合	左記以外
梁	$Q_b \geq Q_0 + 1.1Q_M$	$Q_b \geq Q_0 + 1.2Q_M$
柱	$Q_c \geq 1.1Q_M$	$Q_c \geq 1.25Q_M$
耐力壁		$Q_w \geq 1.25Q_M$

- ニ 【RC造】

H20告593号

第二号イ(2)

せん断力の応力割増  
 $Q_0 = \min [ Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_T ]$   
 柱・梁 →  $n = 1.5$ , 耐震壁 →  $n = 1.0$

- 四号 【RC, SRC造】 仕様規定を適用除外する場合の検討

検討範囲	一般の場合	多雪地域
積雪時	$G + P + 1.4S$	$G + P + 1.4S$
暴風時	$G + P + 1.6W$	$G + P + 1.6W$
地震時	$G + P + K$	$G + P + K + 0.35S$
地震時	$G + P + K$	$G + P + K + 0.35S$

- 五号 【塔状比 > 4.0】 イ又はロが作用する場合に、基礎(杭も含む)が極限支持力を超えないこと

- イ 標準せん断力係数  $\geq 0.3$
- ロ 保有水平耐力時のせん断力

**第五 ねじり剛性の計算方法**

$$K_R = \sum (K_x \cdot \bar{Y}^2) + \sum (K_y \cdot \bar{X}^2)$$